

令和6年度裁判所職員
総合研修所入所式祝辞

祝　　辞

裁判所職員総合研修所の令和6年
度養成課程入所式に当たり、一言、
お祝いの言葉を申し上げます。

第21期研修生の皆さん、本日は誠
におめでとうございます。裁判所書
記官あるいは家庭裁判所調査官を目
指して努力を重ね、本日晴れて入所
式を迎えたことに対し、心から
お喜びを申し上げます。

昨今、情報通信技術・生命科学を

はじめとする科学技術が目覚ましい
発展を遂げるとともに、少子高齢化、
経済活動の国際化といった社会の構
造的な変化も加速しています。こう
した中で、価値観や家族観の多様化
も進むなど、私たちが暮らす社会の
環境は急速に変化しています。

このように社会が大きく変動する時
代にあっても、裁判所には、中立公
正かつ独立の立場から適正迅速に法
的紛争を解決するという司法サービ
スを提供し、これを通じて、社会の
安定に寄与するという変わらない機

能があります。このような裁判所の役割に対する国民の期待に応えるためには、職員一人一人が、真摯に職務に取り組み、与えられた職責を着実に果たしていくことは当然のこととして、これに加えて社会の動きや利用者のニーズの変化に関心を払い、常に改善と工夫を重ねていくという意識を持って、より質の高い裁判事務の遂行を目指していくことが求められています。

皆さんは、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官という仕事の道を選

択されました。裁判所書記官は、裁判手続の過程で発生する多種多様な法的事務を適確かつ効率的に遂行する専門職です。また、家庭裁判所調査官は、行動科学の知見や技法を活用した調査を行うことにより、納得性の高い調停や審判の実現に寄与する専門職です。その仕事の成果は、我が国の歴史の一部として記憶し、残しておくべき貴重なものになることもあるのです。皆さんには、それぞれの官職が裁判において担う役割と責任の重さを胸に刻み、誇りと自覚を持って、積極的に研修に取り組

んでいただきたいと思います。

これから の研修では、このような専門職に求められる基本的な知識と技法を学ぶことになります。これらの知識や技法は、今後の職務を遂行していく上での土台となるものですから、まずはこれをしっかりと習得することが大切です。さらには、それにとどまらず、これらの知識や技法が、裁判のプロセスにおいて、どのような場面で、どのような形で活用され、良い裁判の実現にどのように役立てられるのかということを考え

る習慣を身に付けることも重要なことだと思います。

さて、目下の最重要課題の一つである裁判手続のデジタル化については、民事、家事関係では既に法整備がされ、刑事の分野での法整備の検討も進んでいます。デジタル化に当たっては、裁判手続全体を、合理化、効率化の観点から抜本的に見直すことになります。これにより、裁判にわる当事者と裁判所職員の負担がトータルとして軽減されることを目指すだけでなく、裁判の質の向上、裁

判所の紛争解決機能の充実・強化につなげていく必要があります。皆さんには、このような時期に新しい事務の担い手となるわけですから、研修を通じて、理想とする事務の在り方について「自ら考える姿勢」とともに、「議論を尽くす姿勢」を身に付けることが求められます。

裁判所では、裁判官を含め、異なる職種の裁判所職員が連携し、チームとして職務に取り組んでいます。この研修所において裁判所書記官と家庭裁判所調査官両方の養成を行っ

ていることは、職種間の相互理解と連携の基盤を築く上で、大きな意義があります。互いに切磋琢磨しながら、高い職業倫理を共有する裁判所職員として、信頼し、尊敬し合える関係を築いてください。

最後になりましたが、どのような時にも健康が第一です。皆さん、心身ともに健康で充実した研修生活を送り、晴れて養成課程を修了され、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、これから裁判所に新しい風を吹き込むことを心より期待

して、私の祝辞といたします。

令和6年5月7日

最高裁判所判事 尾島 明

令和 6 年度裁判所職員総合研修所

修了式祝辞

祝　　辞

皆さん、本日は、誠におめでとうございます。

皆さんか、裁判所職員総合研修所における養成課程を修了され、本日の修了式を迎えたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持ち、研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方に対し、深い敬意と謝意を表します。

現在の裁判所を取り巻く状況は、少子高齢化や人口の大都市集中を始

めとする社会経済構造の変化が進行し、ライフスタイルや家族の在り様などを巡る人々の意識や行動様式の多様化も進み、これに伴って、新たに裁判所が担う手続が拡大するなど、司法に期待される役割が一層高まっています。裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として新しい第一歩を踏み出す皆さんには、裁判所に対する国民の期待と信頼の重さ、それに伴う視線の厳しさを自覚しつつ、専門職としての誇りと責任を持って日々の職務に臨んでほしいと思います。

そして、本日、皆さんに二つのことを申し上げたいと思います。

一つ目は、専門職として事件の持つ多様性に的確に対応していくためには、実務の運用を裏付ける知識を身に付けるとともに、その背景となる理由を考えてほしいということです。先輩方が築き上げてきた実務の運用は、それを裏付ける法的根拠と実務上の創意工夫が結実したもので、それらを理解しないまま、事件の個別性を無視し、機械的に実務の運用を当てはめた事務を行うことは、時として、不合理、不適正な事

務につながる可能性があります。また、実務を行う上で素朴な疑問や違和感が生じることがあると思います。そのようなときは、先輩、上司、同僚、裁判官等に率直に疑問を投げかけ、その解消に努めてください。議論することで、現在の運用の問題点が明らかになり、職場全体の事務改善につながることもあるかもしれませんし、何より、こうした営みが皆さんの成長の礎となります。

二つ目は、これから裁判所を作り上げていくことに意欲的に取り組んでいただきたいということです。

現在、裁判手続のデジタル化は、既に段階的実施の局面を迎えています。御承知のとおり、民事訴訟分野では、訴訟記録の電子化等のいわゆるフェーズ3がおよそ1年後に実施されますし、その他の裁判手続においても、今後数年間のうちに、次々とデジタル化が実施されていく見込みです。このように、裁判所がかつてないほどの規模と速さで変化する中にあっても、法改正の趣旨等も踏まえつつ、適正かつ迅速に法的紛争を解決するという使命を果たしていかなければなりません。そのため

には、多様で柔軟な発想や新しい感覚を持って臨むことが重要であり、若手だからこそ見える景色や視点が必ずあると思います。是非、裁判所を自ら作り上げ、支えていくのだと意気込みを持ち、臆することなくアイデアや考えを述べ、積極的に取り組んでいただくことを期待します。

最後になりましたが、皆さん、裁判所職員として、その職責を十全に果たしていくためには、心身の健康を保持することが大前提となります。職場の上司・先輩等も必要な配

慮をしますが、皆さん自身も意識的に休養やリフレッシュの機会を確保するよう努めてください。皆さん、日々気力を充実させて、新しい時代の裁判所に新たな息吹をもたらしてくれることを心から祈念して、私の祝辞といったします。

令和7年3月25日

最高裁判所判事 平木正洋

